安全管理規程

伊那バス株式会社

伊那バス株式会社　安全管理規程

目次

第一章 総則
第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章　総則

（目的）

第 1 条　この規程は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)第 22 条及び第 29 条の 3 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定めるとともに、運輸安全マネジメントを確実に実施し、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条　この規程は、伊那バス株式会社（以下「会社」という。）の旅客自動車運送事業（以下「事業」という。）に係る業務活動に適用する。

（用語の意義）

第 3 条　この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　「運輸安全マネジメント」とは、事業の運営において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を経営の責任者から全従業員に浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を定め、これを継続的に実施することにより、事業全体の輸送の安全の確保及びその安全性の向上を図る仕組みをいう。

(2)　「経営トップ」とは、経営に関する最高の意思決定を行うとともに最終的な経営責任を負う代表取締役社長(以下「社長」という。)及び取締役会をいう。

(3)　「運行管理者」とは、法第 23 条の規定により選任した運行管理者をいう。

(4)　「整備管理者」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 50 条の規定により選任した整備管理者をいう。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第 4 条　社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に対し、事業において輸送の安全の確保が最も重要であるとの意識を徹底させるとともに、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすものとする。

2　会社は、運輸安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一体となって常に輸送の安全の確保と安全性の向上に努めるものとする。

3　会社は輸送の安全に関する情報については、積極的にこれを公表するものとする。

（輸送の安全に関する重点施策）

第 5 条　会社は、前条に規定する輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次の各号に掲げる事項を重点施策として実施する。

(1)　輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令、関係規程等及びこの規程に定められた事項を遵守すること。

(2)　輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

(3)　輸送の安全に関する内部監査を実施し、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

(4)　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5)　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

（輸送の安全に関する目標）

第 6 条　会社は、第 4 条に規定する輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、毎事業年度ごとに輸送の安全に関する具体的な目標を設定するものとする。

2　前項に規定する目標は、会社全体の目標に加え、必要に応じて営業所ごとに設定するものとする。

（輸送の安全に関する計画）

第 7 条　会社は、前条に規定する目標を達成するため、第 5 条に規定する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を策定するものとする。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

第 8 条　輸送の安全に関する重要な事項は、社長が決定する。社長は、輸送の安全の確保について最終的な責任を有する。

2　経営トップは、輸送の安全の確保のための予算の確保、体制の構築等必要な措道を講ずるとともに、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切か否かを常に確認し、必要な改善を行うものとする。

3　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、次条に規定する安全統括管理者の意見を尊重するものとする。

（社内組織）

第 9 条　社長は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行うものとする。

(1)　安全統括管理者

(2)　運行管理者

(3)　整備管理者

(4)　その他必要と認めた責任者

2　運行管理者・整備管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し各持場を統括し指揮命令を行う。

3　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、別表のとおりとする。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第 10 条　社長は、取締役又は管理職である社員のうち旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 47 条の 5 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2　社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任する。

(1)　国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(2)　心身の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難となったとき。

(3)　関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3　安全統括管理者に病気等事故のあるときは、その上位の取締役又は管理職である社員がその職務を代行する。

（安全統括管理者の責務）

第 11 条　安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を負う。

(1)　全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意味を徹底すること。

(2)　輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

(3)　輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

(4)　輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

(5)　輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

(6)　経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し必要な改善に関する意見を述べる等、事故防止その他の安全対策について必要な改善の措置を講じること。

(7)　運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、運行管理者並びに整備管理者を統括管理すること。

(8)　輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育及び研修を行うこと。

(9)　速報となる事故事件が発生した場合、長野運輸支局との連絡調整を行うこと。

(10)　その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第 12 条　会社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第 13 条　会社は、輸送の安全に関する情報の共有及び伝達に関し、経営トップ、運行管理者、整備管理者、乗務員等それぞれの間において双方向の意思疎通を十分行うことにより、情報が適時、適切に社内において伝達され、共有されるように努めるものとする。

2　会社は、社員が、会社の事業活動において安全性を損なうような現実を発見した場合にこれを看過、隠蔽せず、直ちに関係者に伝える体制を整備するとともに、当該事実に対し適切な対処策を講じることができるようにするものとする。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第 14 条　会社における事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制については、伊那バス緊急連絡網の定めるところによる。

2　会社は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者及び経営トップ並びに社内の必要な部署に速やかに伝達されるようにしておくものとする。

3　安全統括管理者は、社内において第 1 項に規定する報告連絡体制の周知を図るとともに、同体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行うものとする。

4　自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める、事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 15 条　会社は、第 6 条に規定する輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを着実に実施するものとする。

（輸送の安全に関する内部監査）

第 16 条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指定する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認める場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

2　安全統括管理者は、前項に規定する内部監査を実施したときはその結果を、内部監査において改善すべき事項が認められたときはその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じて当面の緊急是正措置又は予防措置を講じるものとする。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第 17 条　経営トップは、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条に規定

する内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じるものとする。

2　会社は、悪質な法令違反等により重大事故を惹起した場合には、直ちに、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも高度な輸送の安全の確保のための措置を講じるものとする。

（情報の公開）

第 18 条　会社は、次の各号に掲げる輸送の安全に関する情報について、毎事業年度の経過後 100 日以内にこれを公表するものとする。

(1)　輸送の安全に関する基本的な方針。

(2)　輸送の安全に関する目標及び計画並びに当該目標の達成状況。

(3)　自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計。

(4)　輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置。

(5)　輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制。

(6)　輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況。

(7)　輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置。

(8)　安全管理規程。

(9)　安全統括管理者。

2　会社は、法第 27 条第 2 項、同第 31 条又は第 40 条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る)を受けたときは当該処分の内容を、また、当該処分に基づき輸送の安全の確保のために講じた措置及び講じようとする措置等の改善状況について国土交通省に報告したときはその内容を公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第 19 条　会社は、輸送の安全に関する基本的な方針の策定等にあたっての会議の議事録、事故、災害等の報告、内部監査の結果、安全統括管理者の指示その他輸送の安全に関する情報を文書として適切に記録、作成し、必要に応じて関係者に示達する。

2　会社は、前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する文書の保存期間、保存、廃棄等の取扱いを適正管理するものとする。

（輸送の安全に関する他の規程の適用）

第 20 条　輸送の安全の確保については、この規程の定めによるほか、旅客自動車運送事業運輸規則・運送約款・道路運送法・安全服務規律・運行管理規程及び整備管理規程・伊那バス事故安全審議会の定めるところによる。

第 21 条　この規程は、業務の実態に応じて適時、適切に見直すものとする。

附則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日一部改正。

この規程は、平成 27 年 5 月 11 日一部改正。

この規程は、平成 30 年 2 月 11 日一部改正。

別表(第9条)

輸送の安全に関する組織体制の概略図

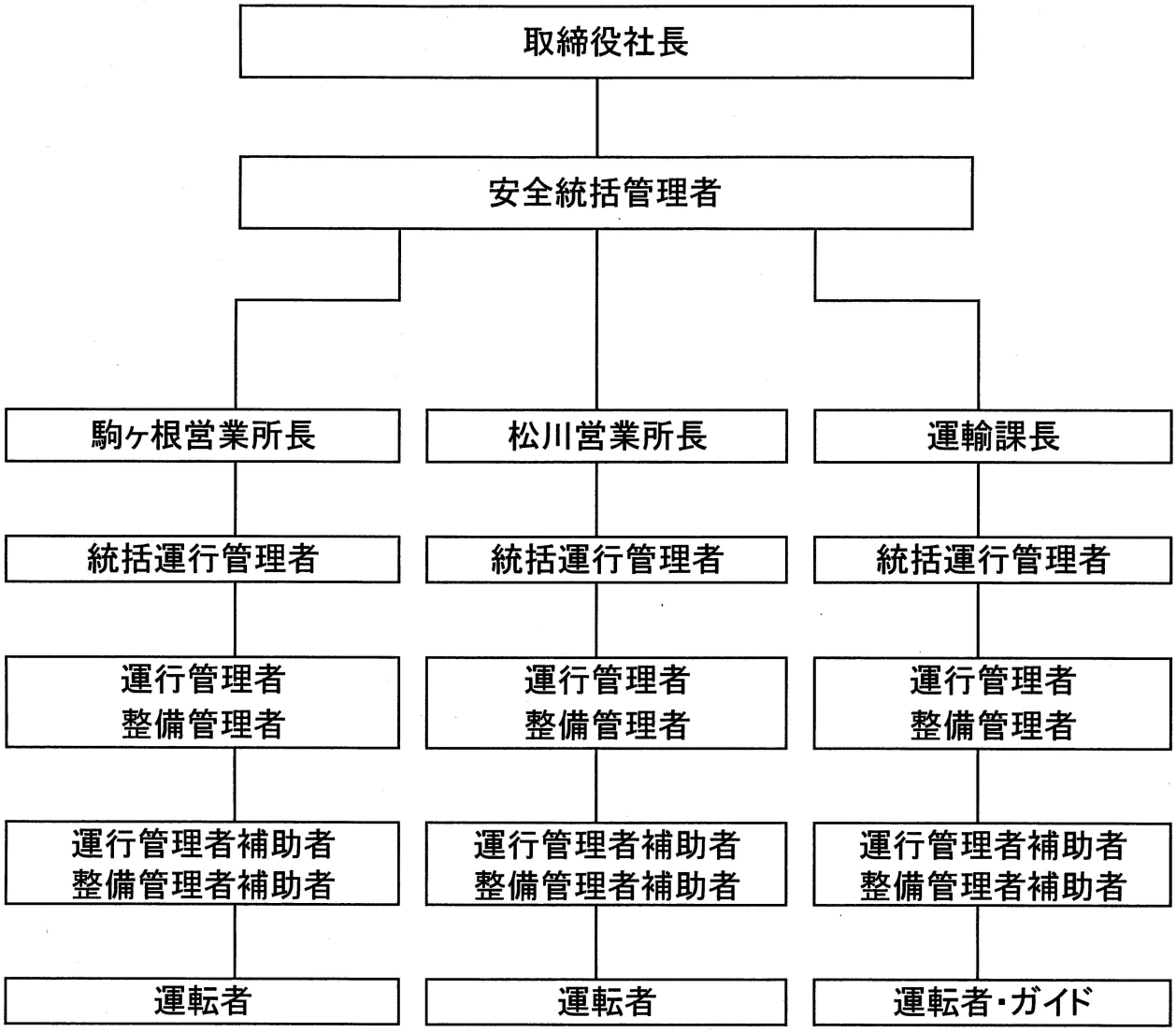

伊那バス株式会社
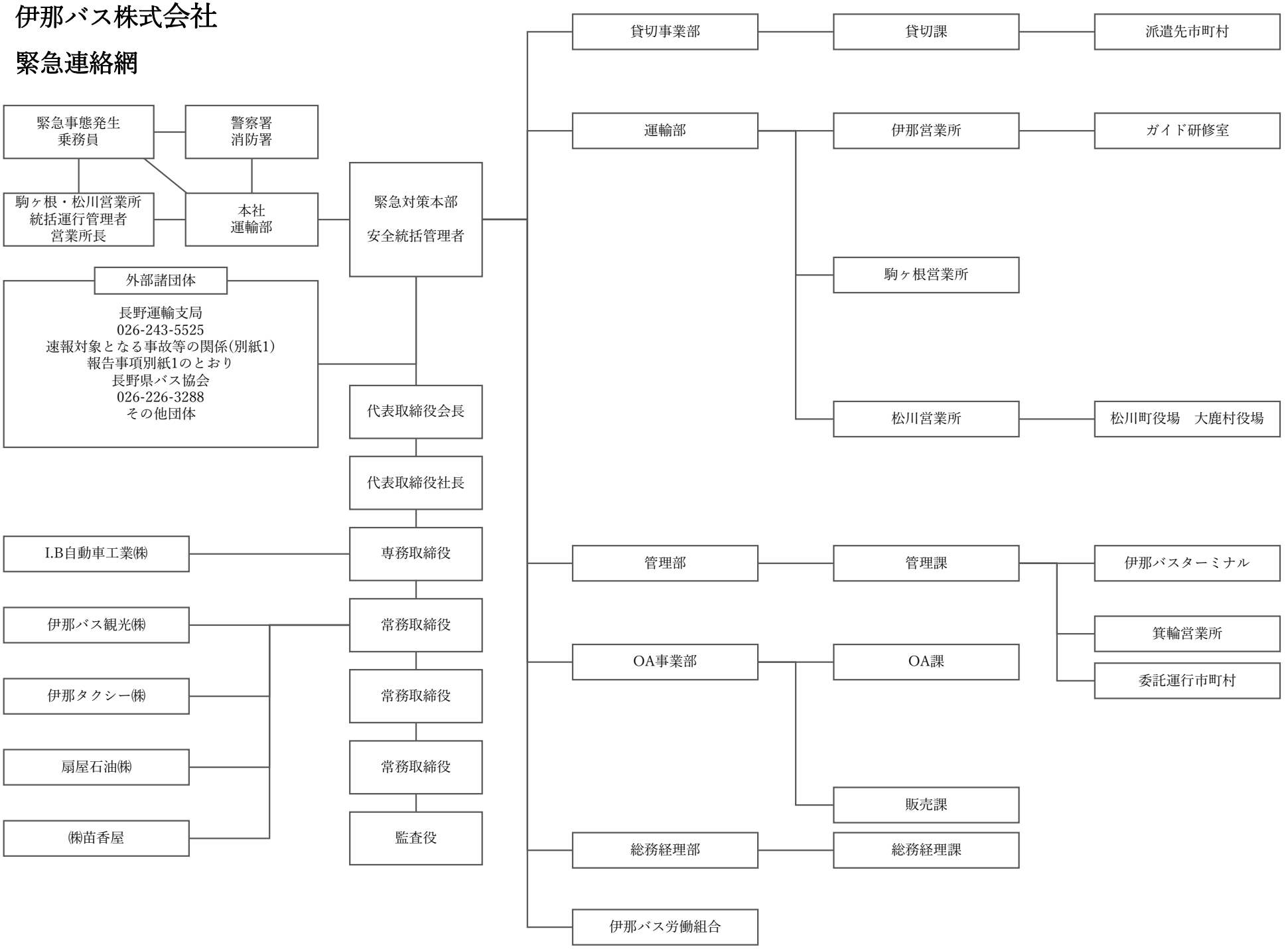
緊急連絡網